

## 平成29年度2月補正予算債務負担行為の概要

| 事業名  | 担当課   |
|--|-------|
| 指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの管理運営費 | 高齢社会課 |

[単位:千円]

| 区分  | 限度額    | 期間              | 財源内訳 |   |    |     |        |
|-----|--------|-----------------|------|---|----|-----|--------|
|     |        |                 | 国    | 県 | 起債 | その他 | 一般財源   |
| 補正前 | 29,422 | 平成 30 年 ~ 31 年度 |      |   |    |     | 29,422 |
| 補正後 | 29,488 | 平成 30 年 ~ 31 年度 |      |   |    |     | 29,488 |

### [事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意・工夫による鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの運営における質的向上及び業務の効率化を図る。

### [事業の内容]

鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務のほか、自立した生活に不安があると認められる高齢者に対する住居の提供、各種の相談及び助言、緊急時の対応、その他高齢者等の福祉の増進に繋がると認められる事業の実施。

### [これまでの関連する取組み]

1. 指定管理者選考委員会を開催し、指名による指定管理者候補者を承認。
2. 12月議会で指定管理者の指定議決。
3. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。

平成30年4月から水道料金改定に伴う水道料金増加により、債務負担行為限度額超過となるため、債務負担行為の限度額を変更するもの。

現在の債務負担行為額 H30~31年度 29,422千円  
 変更前の指定管理料 H30 14,711千円 H31 14,711千円  
 水道料金改定後の指定管理料 H30 14,741千円 H31 14,747千円

### [今後の取組み]

- 2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、次のとおり。  
 3月中に基本協定書の締結。  
 4月1日より管理開始。